

制限付一般競争入札の手続きの流れ

1. 公告

- ・入札案件の説明は全て公告で行います。
- ・公告場所は庁舎前掲示板、軽井沢町公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）、総務課窓口とします。

2. 必要書類等

- ・入札書及び入札に関する必要書類、設計図書等はホームページよりダウンロードにより取得するものとします。総務課契約管理係において閲覧は可能です。

3. 質疑応答

- ・質疑は公告時に示した日時までに総務課契約管理係宛に提出してください。
- ・質疑に対する回答は、ホームページに掲載します。

4. 入札書の提出

- ・入札書は公告時に示した提出期限までに、持参もしくは一般書留等により総務課契約管理係まで提出してください。
- ・提出期限を過ぎて到達した入札書等は一切受け付けませんのでご注意ください。

5. 入札及び落札候補者の決定

- ・入札は公告時に示した日時、場所で執行します。
- ・開札は公開とします。
- ・入札形式等は、現行の入札と同様に執行します。
- ・建設工事の場合は、最低制限価格以上の価格であって、予定価格の制限の範囲以内で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札を保留にして開札を終了します。

6. 事後審査（建設工事の場合）

- ・落札候補者は、事後審査に必要な書類を提出してください。
- ・事後審査は、提出された書類を審査し、適合していれば当該落札候補者を落札者と決定します。
- ・審査の結果、適合していない場合は、次順位者を落札候補者とし、当該案件に適合するまで順次事後審査を行います。

7. 契約

- ・落札者を決定した日の翌日から起算して5日（5日目が休日の場合は翌開庁日）以内に、落札者と契約締結を行います。